

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称） 地域振興施設整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

平成 24 年 5 月 18 日

I 全般的な事項

1. 環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続き開始後、新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、全て補正後の環境影響評価書（以下「補正評価書」という。）の該当部分に記載し反映すること。

2. 分かりやすい資料の作成

補正評価書は、対象事業着手前の環境影響の検討の最終的な資料であることに鑑み、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響などが明確かつ容易に把握できるよう記載を工夫すること。

II 個別的な事項

1. 希少動物への配慮

1) 評価について

事業計画地周辺において確認されたミゾゴイに対する環境影響（表 6-14-31（P.6.621））については、対象事業が当該種に及ぼす影響の程度、保全措置の内容（目的及び具体的な措置、期待する効果等）、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法が明確になるよう、検討の経緯を含めて、補正評価書に記載すること。